

第2章

計画策定の背景

● 1. 男女をとりまく社会的状況

(1) 少子・高齢化の進展

わが国の人口は、平成17年（2005年）の国勢調査結果（速報）によると、平成17年（2005年）10月1日現在で1億2,776万人、そのうち65歳以上の高齢者人口は19.5%を占めています。すでに人口は減少し始めており、今後さらに2050年には1億59万人に減少、逆に高齢化率は35.7%に上昇すると予測（日本の将来推計人口中位推計）されています。

天理市の高齢化率は全国平均より低いものの、全国の傾向と同様年々上昇しています。平成16年（2004年）の高齢化率は17.2%です。

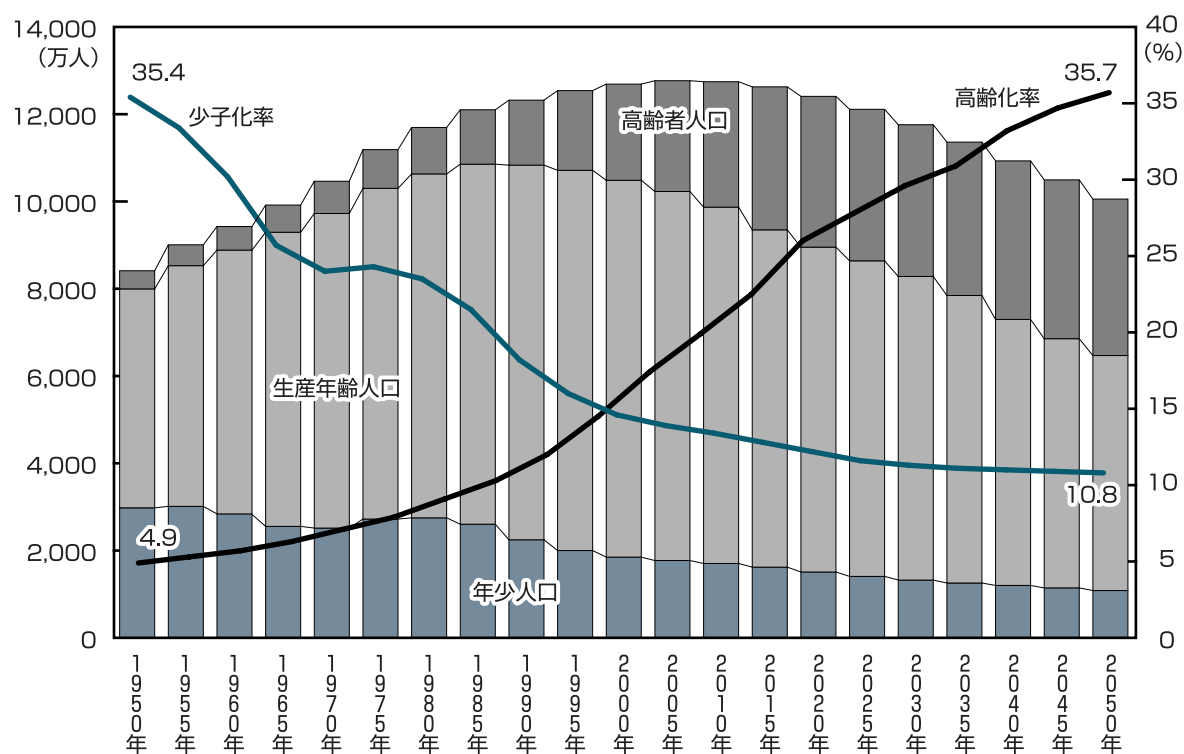
一方、全国の出生数は、ゆるやかな減少傾向にあり、合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）も低下しています。天理市も同様で、平成16年（2004年）の出生数は629人とこれまでで最も少なくなりました。平成16年（2004年）の合計特殊出生率は全国1.29、天理市は全国よりさらに低く1.22です。

少子化がもたらす経済面の影響として、労働力人口の減少が第一にあげられ、経済成長を制約するおそれが指摘されています。また、高齢化の進展により、年金、医療、福祉等の社会保障給付にかかる費用は年々増大しており、現役世代の負担増大が予測されます。

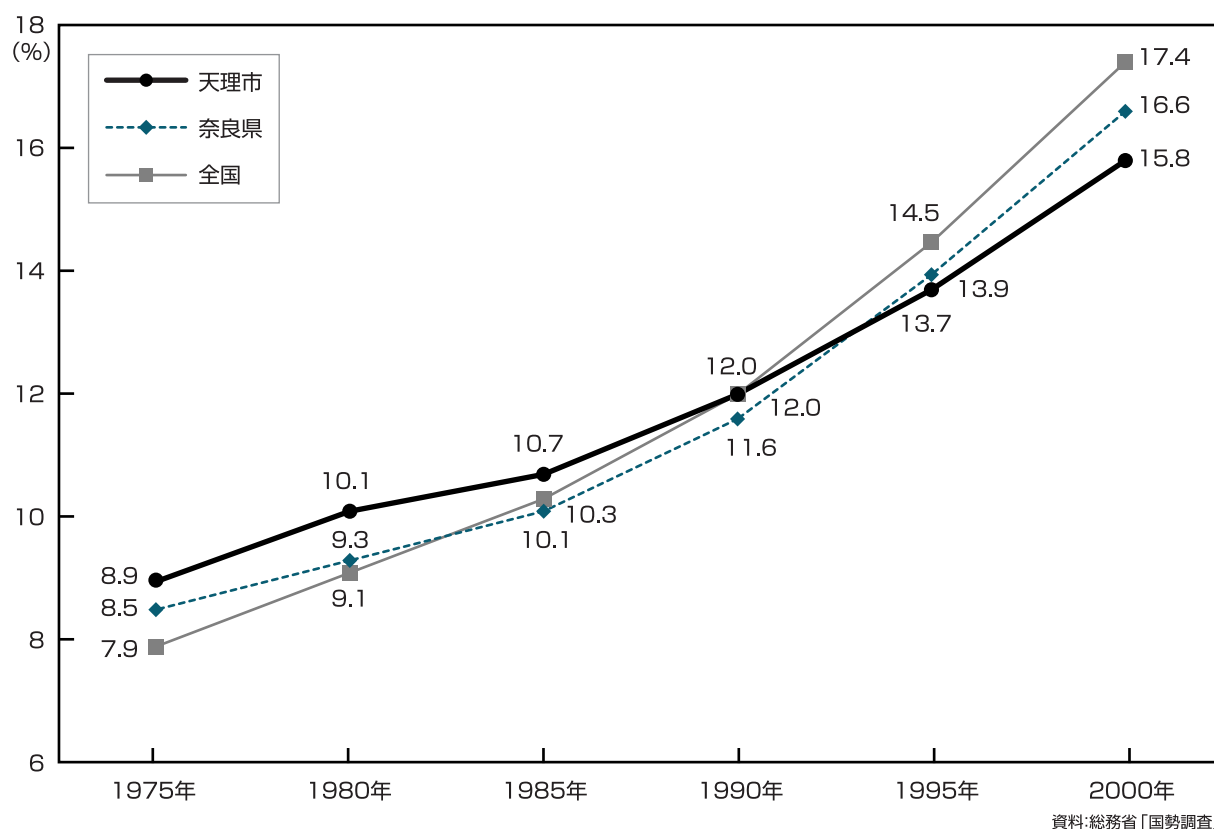
平成19年（2007年）には、いわゆる団塊の世代が定年を迎え、労働力人口が減少する中で、社会の経済活力を維持するとともに一人ひとりが自立の基盤の一つとなる経済力をもつために、女性や高齢者が働きやすい環境を整備することが必要です。人生の各段階に応じて柔軟に多様な働き方を選べるなど、就労環境の整備を社会全体として進めていくことが求められます。



● 少子化率・高齢化率と年齢3区分別人口（全国）



● 高齢化率の推移



● 高齢化率と年齢3区分別人口（天理市）

（人）

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年
総人口	62,909	64,894	69,129	68,815	74,188	72,741
0歳～14歳	13,570	13,693	13,208	11,444	11,253	10,892
15歳～64歳	43,721	44,639	48,550	49,055	52,685	50,319
65歳以上	5,608	6,551	7,371	8,280	10,180	11,514
高齢化率(%)	8.9	10.1	10.7	12.0	13.7	15.8

資料:総務省「国勢調査」

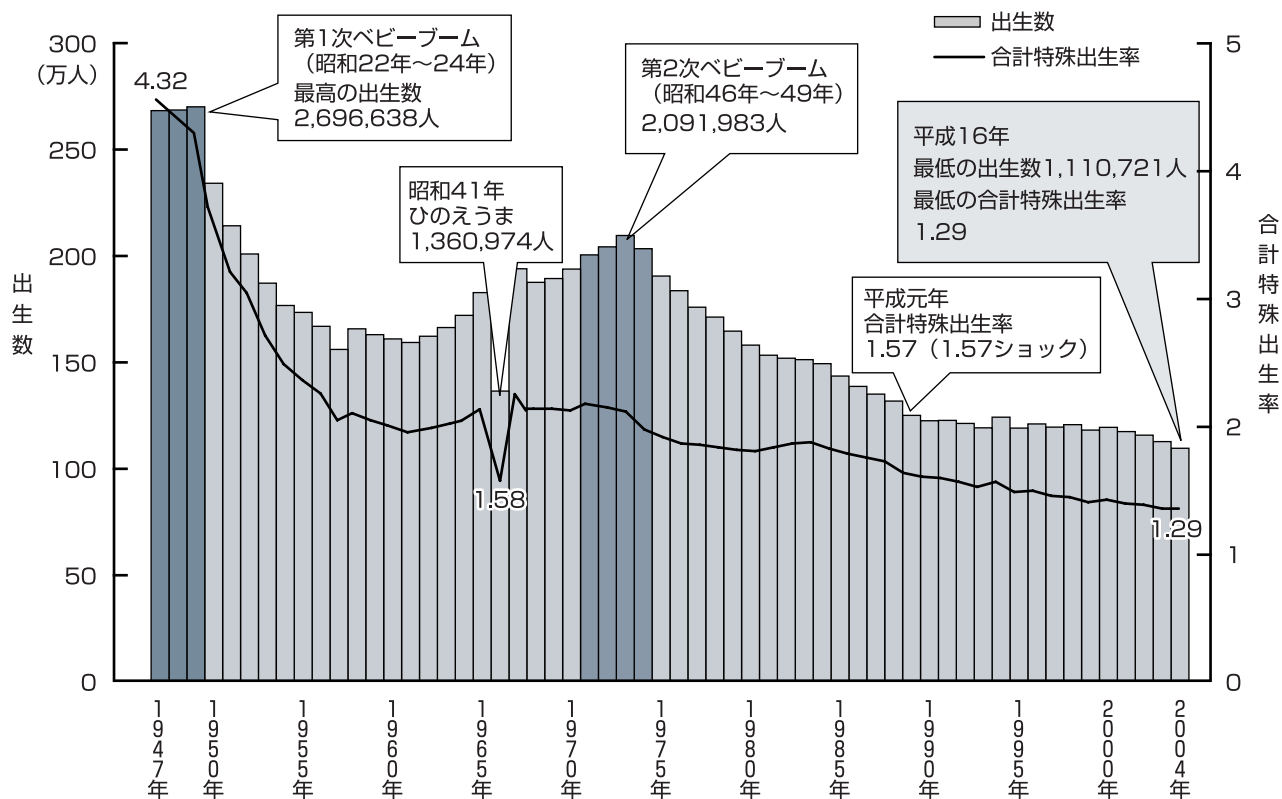
● 出生数（天理市）

（人）

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
出生数	799	830	758	787	725	756	696	700	669	629

資料:天理市市民課

● 出生数及び合計特殊出生率の推移（全国）



資料:厚生労働省「人口動態調査」

(2) 家族ならびに結婚の状況

近年、社会・経済構造は著しく変わってきています。それに伴い世帯の状況にも変化がみられ、単独世帯と夫婦のみの世帯は増加傾向にあり、三世代(多世代)世帯の割合は低くなっています。平成19年(2007年)には、夫婦と子からなる世帯と単独世帯の割合が逆転し、単独世帯が最大の家族類型になると予測(日本の世帯数の将来推計)されています。

天理市でも高齢者(65歳以上)の単独世帯は増加しており、その73.4%が女性です(平成12年・2000年)。

また、全国の平均初婚年齢は、男女ともに上昇を続け、未婚率もいずれの年代においても上昇し続けています。

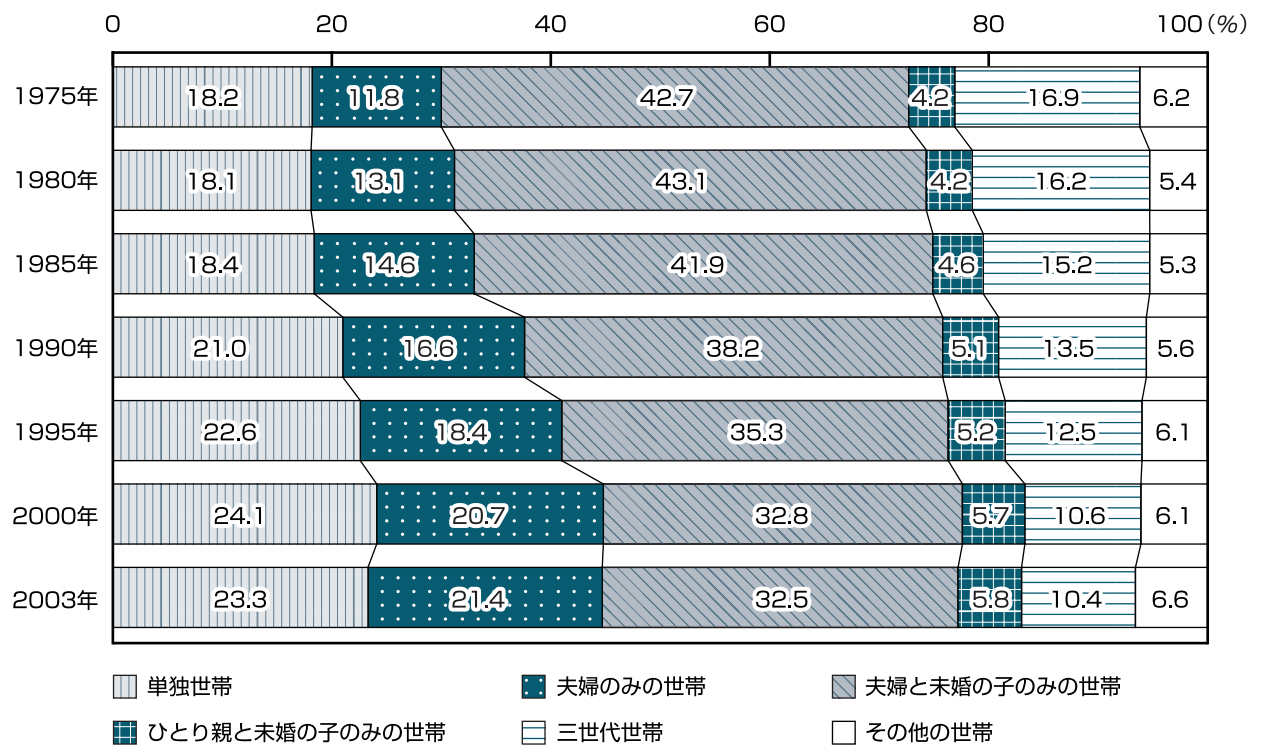
さらに、全国の離婚件数及び離婚率は平成2年(1990年)から上昇し続け、平成14年(2002年)には過去最高の離婚件数28万9千組、離婚率2.30(人口千対)(平成15年・2003年には離婚件数28万3千組、離婚率2.25)となっています。

未婚率の上昇、高齢化の進展は、若年層と高年齢層に単独世帯の増加をもたらしています。さらに離婚率の上昇に伴い、ひとり親世帯も増加しています。また、血縁によらない家族など、それぞれにとって誰と暮らすことが一番居心地がいいかを考えて、選択的に家族を形成する場合もみられます。こうした家族形態の多様化により、従来の、両親と子どもからなる家族を前提とする考え方や制度は転換が促されています。

子ども数の減少による親や祖父母の過保護や過干渉、あるいは子ども同士の交流機会の減少などにより、子どもの社会性が育まれにくくなっていることや、身近に乳幼児と接触する機会がないまま成長して、大人になって親になったときに、育児不安につながることも懸念されます。

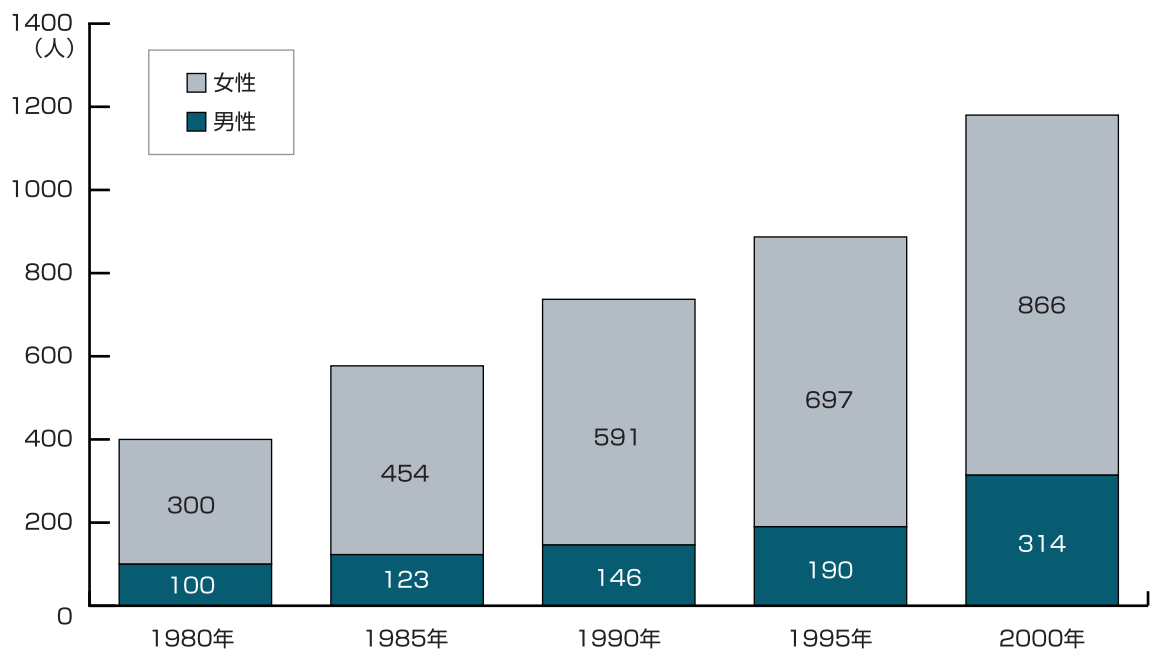


● 世帯構造別構成割合（全国）



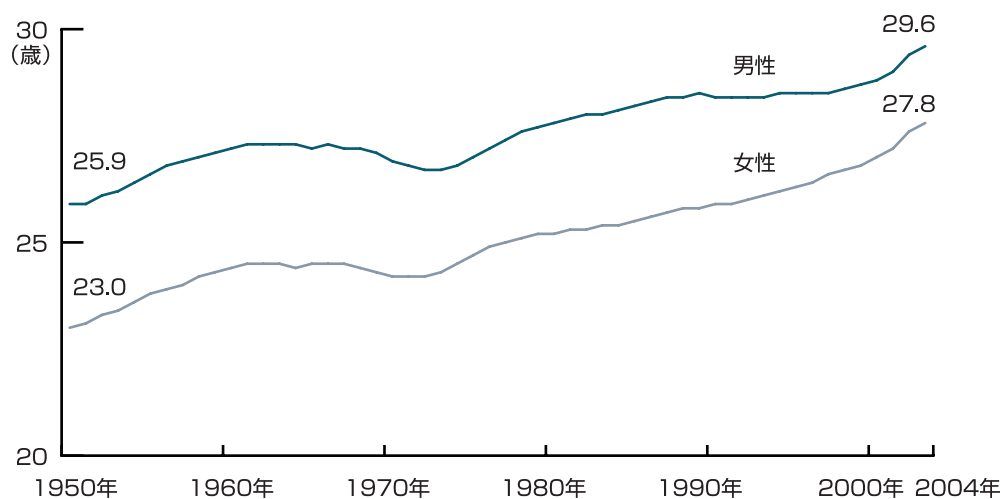
資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

● 高齢単身者数（天理市）



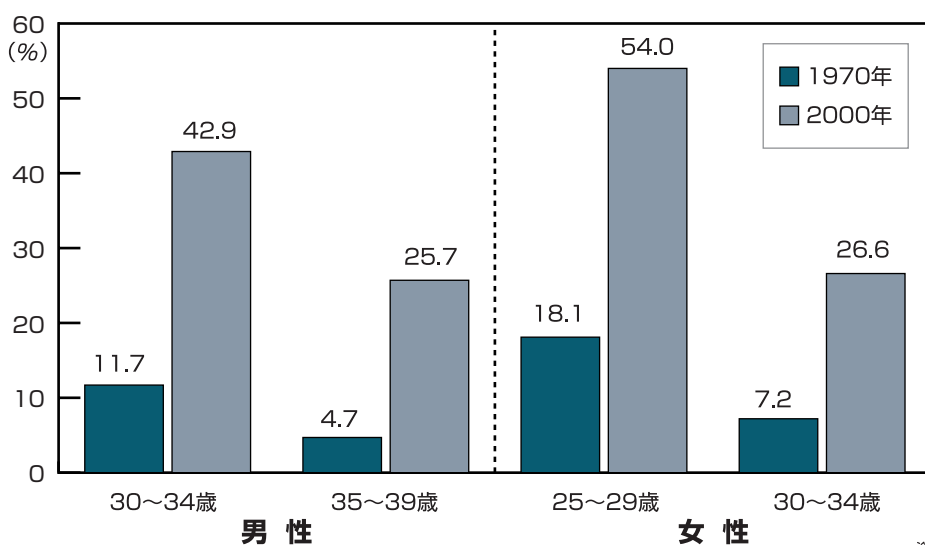
資料:総務省「国勢調査」

● 初婚年齢の推移（全国）



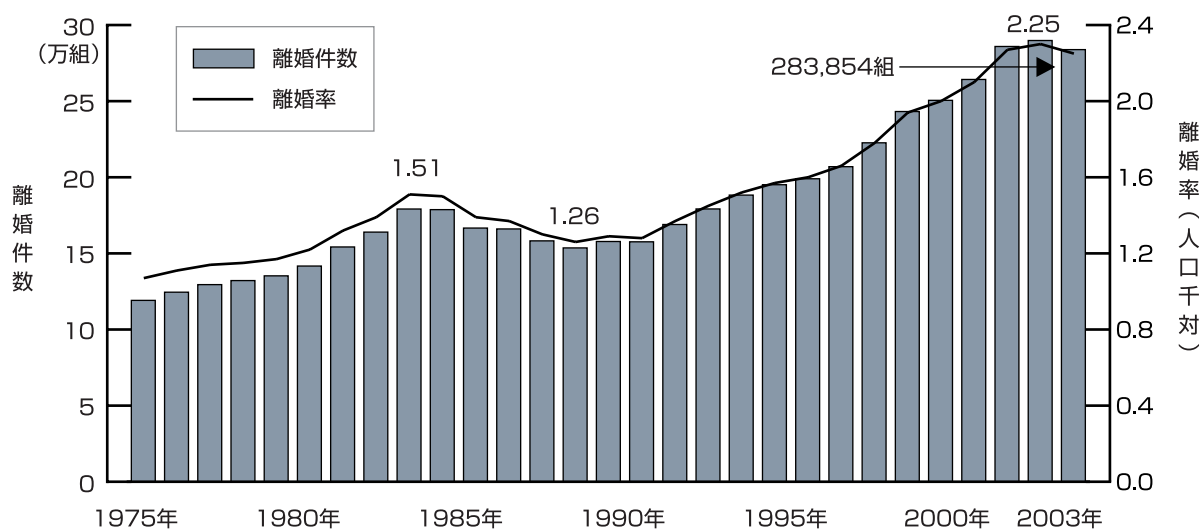
資料：厚生労働省「人口動態統計」

● 男女別未婚率の推移（全国）



資料：総務省「国勢調査」

● 離婚件数及び離婚率の推移（全国）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 社会・経済環境の変化

近年、景気回復の兆しがみられていますが、1990年代以降マイナス成長の時期が続き、この間に就労を取り巻く状況は大きく変化しました。かつては終身雇用、年功序列に代表される日本型雇用慣行が日本の大企業では一般的でしたが、若者の就労意識の変化や経済情勢の悪化等により、早期離職、リストラなど雇用の流動化が進んでいます。企業も雇用管理の見直しを進めざるを得ない状況となっています。

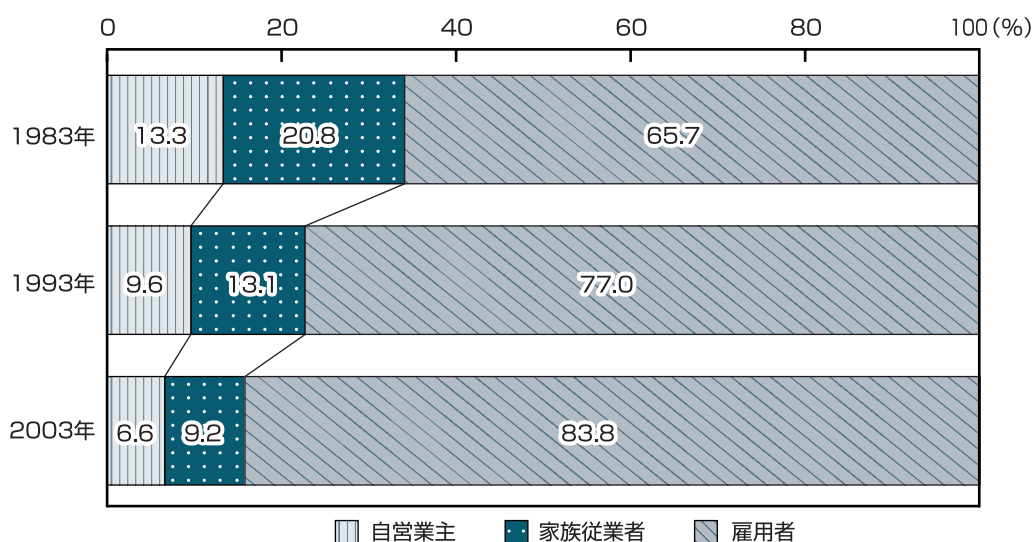
また、社会が一定豊かになり、物質的な充足感が満たされている現代では、働くことの意味にも変化がみられます。収入だけでなく、生きがいや心の満足感を得たいと考える人が増えて、「スローライフ」「スローワーク」といった言葉に表されるように、自分のペースで、自分らしく人生を送りたいと考える人も現れています。

女性の就労状況をみると、農林業や製造業といった第一次産業・第二次産業の従事者が減少し、小売業やサービス業の第三次産業の従事者が増加する産業構造の変化も影響して、雇用者の割合が年々高くなっています。昨今の雇用環境の変化により男女とも短時間雇用者が増加していますが、短時間雇用者のうち女性は約7割を占め、女性の雇用者総数中短時間雇用者の占める割合は4割という状況です。

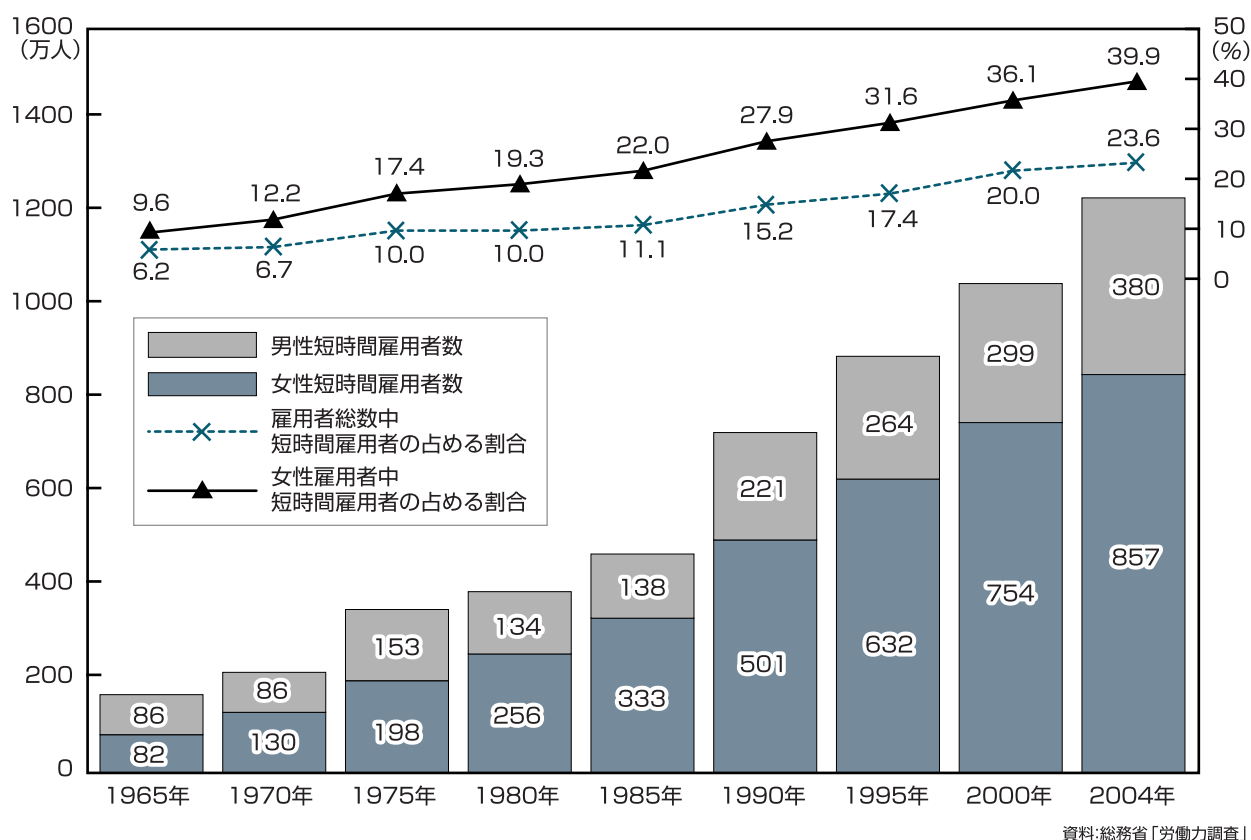
大手企業の平成18年(2006年)の新卒採用は大幅に増加する見通しですが、性別にこだわらず有能で的確な人材を採用・活用することが成長につながると考える企業も増えてつつあります。また、国の少子化対策ともあいまって、男女の家庭と仕事の両立を支援し、雇用者の生活の満足度を高めることが有能な人材をつなぎとめる一つの方法であることも理解されるようになってきました。しかし、現実には、就労と家事・育児を両立しているのは女性で、しかも多くの困難を抱えています。育児期にあたる年代で女性の労働力率が低くなり子育て後再び上昇する、いわゆるM字型の曲線(「年齢階級別労働力率」グラフ参照)を描くことは、育児と仕事の両立の困難さにより一旦職業から離れる女性が多いことを示しています。

近年はインターネット等の情報通信技術の発達も大きな社会環境の変化をもたらしています。サテライトオフィス※や在宅ワーク※を可能にし、人々のコミュニケーション手段の多様化につながっています。仕事や暮らし方のスタイルの選択肢が増えた一方で、情報通信技術活用における格差が年代間や男女間で存在するという問題、さらに犯罪を引き起こす手立てともなる負の側面ももっています。

● 従業上の地位別女性就業者の割合の推移（全国）



● 短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）（全国）



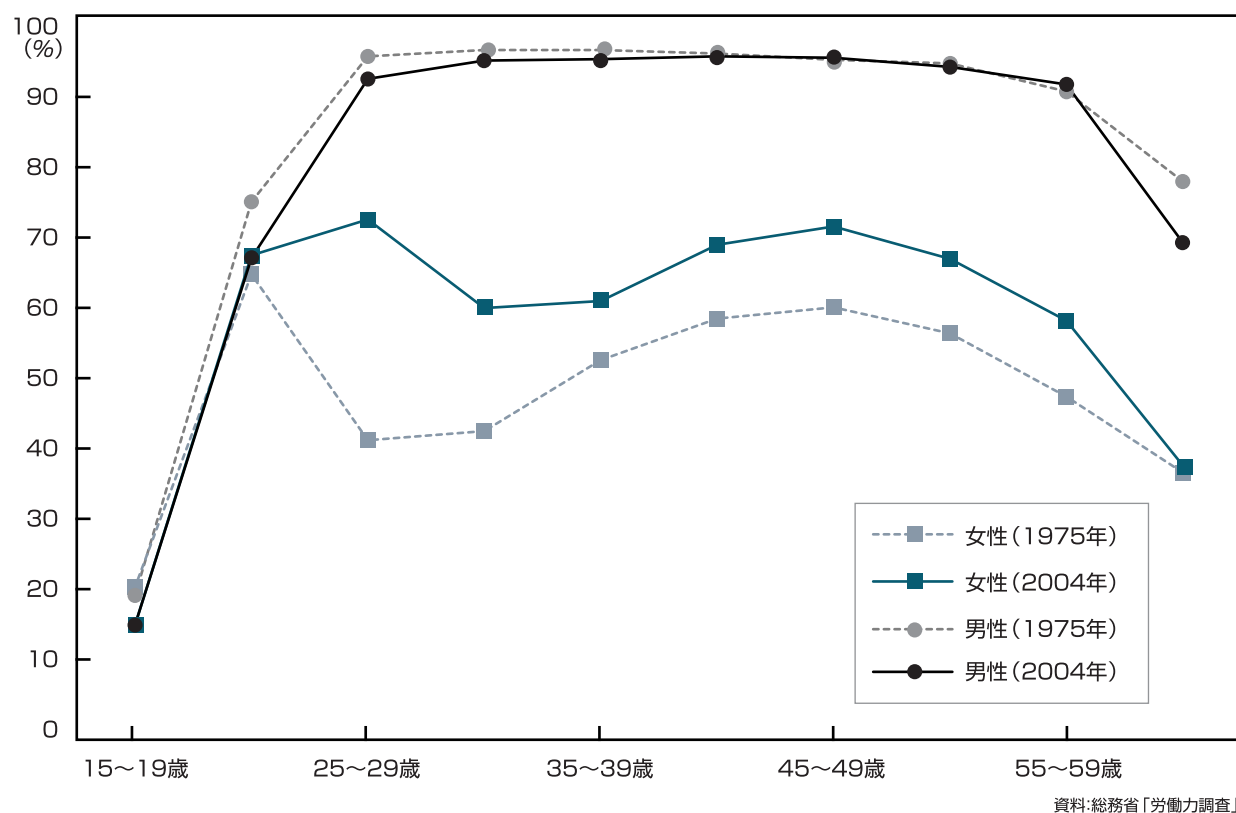
※サテライトオフィス

本社と情報通信ネットワークで結ばれた都市周辺部の衛星的な小規模オフィス。職住接近を可能にする。

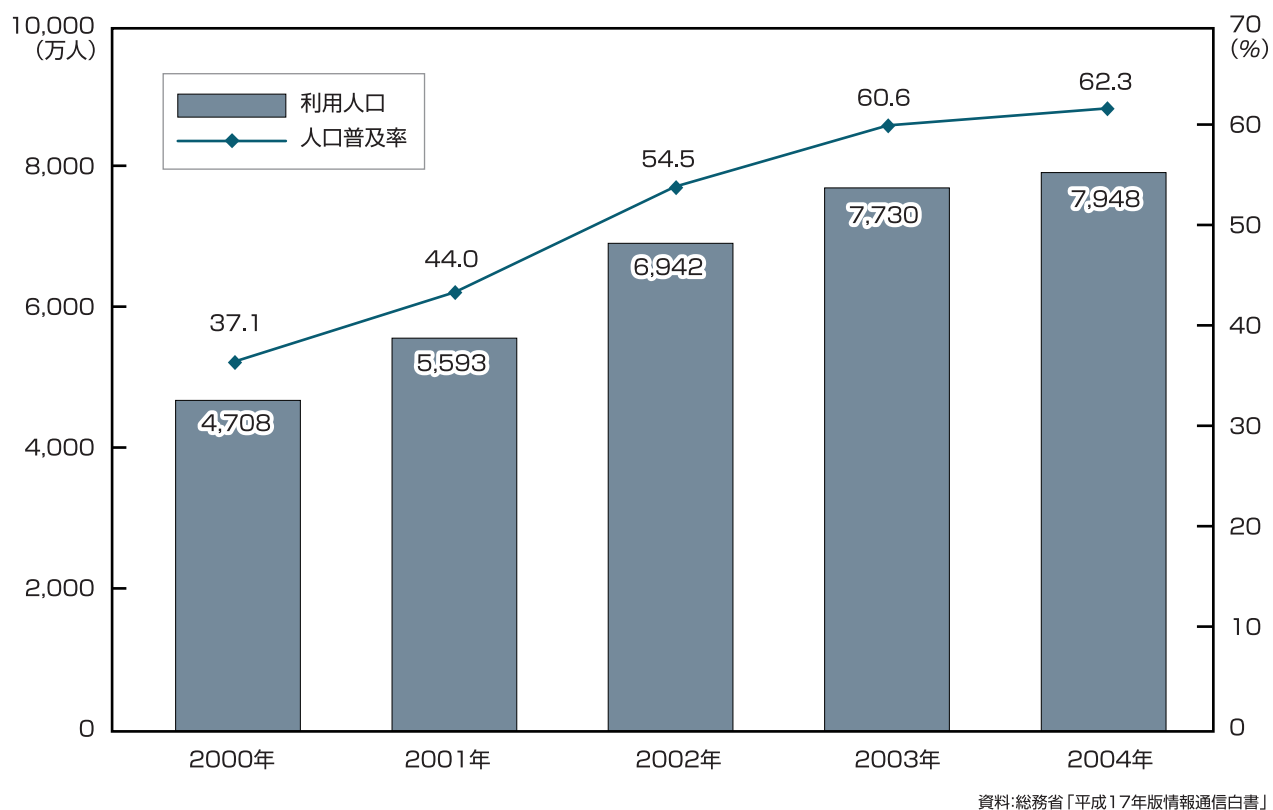
※在宅ワーク

パソコンなどの情報通信技術を活用し、本社から離れた事務所や自宅などで仕事をする働き方であるテレワークのうち、企業に属さず個人が請負的にサービスの提供を行うものをいう。個人企業家や自営業者などが、情報通信を活用して自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態であるSOHO (Small Office Home Office) に比べて、独立自営の度合いの薄いものをさす言葉として用いられることが多い。

● 年齢階級別労働力率（全国）



● インターネット利用人口の推移（全国）



● 2. 世界・国・奈良県の取組

国際連合では、女性の人権確立と男女平等の取組として、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とし、第1回国際婦人年世界会議（メキシコシティ）において「世界行動計画」を採択しました。さらに、昭和51年（1976年）からの10年間を「国連婦人の十年」と定めて世界各国へ女性に対する差別撤廃を呼びかけました。

昭和54年（1979年）の国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択、昭和55年（1980年）には「国連婦人の十年中間年世界会議」（コペンハーゲン）が開催、昭和60年（1985年）の「国連婦人の十年最終年世界会議」（ナイロビ）では、10年間の成果の検討、評価と成果をさらに継続させていくための「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、女性の地位向上を妨げている障害を指摘し、西暦2000年（平成12年）までに各国が進めるべき具体的措置などを示しました。

平成7年（1995年）到北京で開催された第4回世界女性会議では、女性に対するあらゆる暴力の撤廃、女性の性と生殖に関する健康の促進、政策決定過程での男女の平等な参画など12の重要問題領域における戦略目標と、各国が取るべき行動が盛り込まれた「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成12年（2000年）ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」においては、「北京行動綱領」の実施状況の検討と評価を行うとともに、今後の戦略及びさらなる行動についての討議が行われ、女性に対する暴力は違法行為であることや、エイズ防止に向けた政策の採用などを盛り込んだ「成果文書」が採択されました。

平成17年（2005年）は北京会議から10年目に当たることから、ニューヨークで開かれた第49回国連婦人の地位委員会は「北京+10」として、「北京宣言及び行動綱領」「女性2000年会議成果文書」が再確認されました。そして各国に、これらの完全実施への取組をさらに求める「宣言」と「決議」が採択されました。

国際社会の動きに対応し、わが国では昭和50年（1975年）に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」が策定されました。

「国籍法」及び「戸籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定など国内法整備の後、昭和60年（1985年）に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

昭和62年（1987年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定、平成3年（1991年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」と続き、平成6年（1994年）には、婦人問題企画推進本部を改組し、男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置されました。平成8年（1996年）、男女共同参画審議会の答申「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。平成12年（2000年）には「男女共同参画社会基本法」にもとづくはじめての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されています。

また、平成13年（2001年）には、21世紀における国の最重要課題の一つとして男女共同参画社会の実現をかね、内閣府に男女共同参画会議が設置され、推進体制の強化が図られています。

平成17年（2005年）12月には、これまでの取組の一層の推進と新たな課題に対応するため、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されています。

奈良県では、昭和52年（1977年）に「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置後、昭和61年（1986年）に「奈良県婦人行動計画」を策定、同年に「奈良県女性センター」が開設されました。平成5年（1993年）に「奈良県女性行動計画修正版」作成の後、平成9年（1997年）に「なら女性プラン21－奈良県女性行動計画（第二期）－」が策定されています。さらに、平成13年（2001年）には、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにした「奈良県男女共同参画推進条例」が施行されました。平成14年（2002年）には「なら男女共同参画プラン21（奈良県男女共同参画計画）」の策定と「奈良県男女共同参画県民会議」の設置により、施策の推進が図られており、現在、県のプランも見直し（平成18年3月改訂予定）が進められています。

● 3. 天理市の取組

天理市では、平成5年(1993年)に教育委員会社会教育課に女性施策係を設置し、女性施策の取組がスタートしました。平成9年(1997年)には女性施策課となり、女性行動計画の策定に向けて「天理市女性問題懇話会」の設置、「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」の実施と本格的な取組を開始しました。平成10年(1998年)4月には、女性施策の推進と市民の活動拠点となる「天理市女性センター」を開設しました。同年5月に「天理市女性問題懇話会」から「天理市女性行動計画に向けての提言」を受け、平成11年(1999年)3月に「てんり女性プラン～天理市男女共同参画社会づくり計画～」を策定し、全庁的な取組体制を整えました。

平成11年(1999年)から3年間、全庁的に「お茶くみ輪番制運動」を実施し、職員の意識変化に一定の成果がみられました。平成12年(2000年)には、人事課と女性施策課の共催により「職場におけるセクシュアル・ハラスメント※に関するアンケート調査」を実施しました。

平成14年(2002年)4月には、より男性が参加しやすい施設にとの要望を受けて「天理市女性センター」の名称を「天理市男女共同参画プラザ(かがやきプラザ)」とし、課名も女性施策課から男女共同参画課に改めました。

計画の見直し時期を迎え、平成16年(2004年)7月に「天理市男女共同参画推進懇話会」を設置、併せて新たな計画策定の基礎資料とするため、「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」ならびに「男女共同参画社会づくりに向けての職員意識調査」を実施しました。

平成17年(2005年)4月の機構改革により、男女共同参画課が教育委員会から市長部局の市民部に移管しました。同年5月には「天理市男女共同参画推進懇話会」から「天理市男女共同参画計画(仮称)策定に向けての提言」を受けました。また、同年7月には、全職員対象の研修を行い、男女共同参画に関する意識の向上を図りました。さらに9月には、男女共同参画プランの改訂に向けた取組を広く市民に周知するために「男女共同参画市民フォーラム2005」を開催しました。

こうした取組を背景に、本計画は、「天理市男女共同参画計画(仮称)策定に向けての提言」に基づき、内容の検討を行いました。

※セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

性的嫌がらせのこと。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、「改正男女雇用機会均等法」では、セクハラは事業主の責任としている。単に雇用関係にある者の間だけではなく、施設における職員とその利用者との間や団体、地域における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。